試験地　高松
　480016
試験地　福岡
　490007　490021　490028　490042
一般計量士（計量法施行規則第63条第２項の規定による試験科目の免除を受けている者）
試験地　札幌
　500002
試験地　東京
　520001　520002　520003　520012　520013　520015　520016　520018　520025　520028　520036
　520040　520041　520042　520045
試験地　名古屋
　540002　540003　540004　540013　540014
試験地　大阪
　550001　550003　550007　550008　550009　550010　550012　550013　550024
試験地　広島
　570001　570002　570003　570004　570005
試験地　高松
　580002　580004　580008　580009
試験地　福岡
　590004
一般計量士（計量法施行規則第63条第２項の規定による試験科目の免除を受けていない者）
試験地　札幌
　600008　600011　600016
試験地　仙台
　610004　610005　610014　610019
試験地　東京
　620002　620006　620008　620015　620016　620018　620019　620023　620030　620032　620045
　620051　620054　620071　620073　620074　620085　620097　620098　620105　620106　620114
　620117　620125　620131　620160　620179　620191　620195　620198　620202　620203　620211
　620217　620243　620256　620262　620272　620315　620339　620369　620379　620421　620432
　620434　620438
試験地　名古屋
　640012　640020　640030　640038　640054　640071　640076　640077　640078　640096　640104
　640109　640115　640123　640125　640131　640135　640141　640177　640178　640191　640193
試験地　大阪
　650006　650013　650029　650033　650037　650040　650049　650053　650062　650064　650072
　650081　650084　650089　650100　650105　650106　650110　650112　650128　650131　650132
　650136　650146　650153　650154　650168　650177　650180　650184　650193　650222　650233
　650237　650239　650247　650293　650358
試験地　広島
　670002　670007　670008　670010　670014　670021　670029　670034　670035　670037　670039
　670059　670060　670064　670065
試験地　高松
　680013　680020　680021　680031　680038　680044　680059　680069
試験地　福岡
　690015　690030　690036　690050

合格者数　862名

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年５月30日　　国土交通大臣　太田　昭宏

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成26年	秋田	4—4	新町	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	〃	7—1	抱返り渓谷	〃　〃　〃
〃	〃	〃	仙台	6—2	定義	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟	15—1	越後白山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	富山	14—4	庵	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	9—3	飛騨小坂	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	8—3	北谷	〃　〃　〃
〃	〃	〃	大分	15—1	坂梨	〃　〃　〃
〃	〃	〃	熊本	5—1	草野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	開聞岳	5—3	今和泉	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成26年６月１日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６８１号

神戸市東灘区深江本町３丁目８番28—105号
債務者　垣山　　弘
１　決定年月日時　平成26年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　瀬川　嘉章
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月24日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１３号

滋賀県守山市岡町156番地11　サンアクセス岡103号、前住所大津市坂本７丁目19番２号
債務者　創作三昧多可田こと　高田　浩光
１　決定年月日時　平成26年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中井　陽一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月６日午前10時10分
５　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号

愛媛県今治市大西町新町甲12—１　メゾン井手Ｉ201号室、住民票上の住所愛媛県今治市大西町九王甲2118番地11
債務者　藤原　賢一
１　決定年月日時　平成26年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森岡　宗平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午後３時40分
５　免責意見申述期間　平成26年７月18日まで
松山地方裁判所今治支部